

平成29年度12月補正予算について

注:◎は新規施策分
○は大幅増額分
()は累計額
単位:千円

1. 当面措置を必要とする経費 687,325
〔債務負担行為限度額 1,069,250〕

(1) 災害対策経費 590,425

1 ○ 耕地災害復旧費(農林水産部 農地整備課) 575,425 (1,399,696)

[農地農業用施設災害復旧事業費				
	台風18号・21号	農地	久万高原町など13市町	法面工など	408か所
[農業用施設	今治市など14市町	路側工など	555か所
		災害関連事業	西予市など5市町	洪水吐工など	5か所
	補助率	国70.5~96.6%			

2 ◎ 農林水産研究所災害復旧費(農林水産部 農産園芸課) 15,000

[台風18号による災害復旧
復旧内容 試験ほ場、本館南側の法面工

(2) 県単独緊急防災・減災対策事業の早期執行

県単独緊急防災・減災対策事業費(ゼロ県債) 〔債務負担行為限度額 1,069,250〕

- ゼロ県債を活用し、30年度実施予定の事業について、前倒し発注する。
- 3 地震防災関連道路緊急整備事業費(土木部 道路建設課) 〔債務負担行為限度額 299,860〕
[佐田岬三崎線(伊方町)道路改良 など 18か所
 - 4 道路防災・減災対策事業費(土木部 道路維持課) 〔債務負担行為限度額 221,840〕
[壬生川新居浜野田線(新居浜市)路面補強 など 25か所
 - 5 河川地震防災強化対策事業費(土木部 河川課) 〔債務負担行為限度額 119,380〕
[古岩谷川(砥部町)護岸工 など 13か所
 - 6 河川防災緊急対策事業費(土木部 河川課) 〔債務負担行為限度額 107,630〕
[内川(松山市)河床掘削 など 36か所
 - 7 海岸施設防災・減災対策事業費(土木部 港湾海岸課) 〔債務負担行為限度額 89,300〕
[出海海岸(大洲市)護岸補強 など 6か所

- 8 港湾施設防災・減災対策事業費(土木部 港湾海岸課)
〔債務負担行為限度額 78,960〕
□ 宇和島港(宇和島市)耐震補強 など 6か所
- 9 砂防施設防災・減災対策事業費(土木部 砂防課)
〔債務負担行為限度額 152,280〕
□ 猿子川(今治市)溪流保全工 など 17か所

(3)一般政策経費 96,900

10 ◎ 松山空港国際線LCC利用促進事業費(経済労働部 国際交流課)
34,714

松山空港国際線(ソウル便)の安定的な運航に向け、インバウンド・アウトバウンドの両面から利用促進を図る。

インバウンド	
実施主体	愛媛・韓国経済観光交流推進協議会
内容	旅行商品造成への助成、利用者専用無料送迎バスの運行 観光施設無料券・特典付き観光スポット紹介冊子の配布 など
アウトバウンド	
実施主体	松山空港利用促進協議会
内容	若年層対象の旅行商品の割引(パスポート取得の促進) 若年層対象の航空券購入助成、旅行商品造成への助成 県外利用者的高速バス料金助成、松山空港駐車場料金助成 など
負担区分	県1/2・3/4(松山市1/2・1/4)

11 ○ 松山空港国際化支援事業費(経済労働部 国際交流課) 14,101 (45,970)

松山空港国際線(ソウル便)の安定的な運航に向け、松山空港ビル(株)が航空会社に対して行った空港施設使用料等の減免相当額を助成する。

事業主体	松山空港ビル(株)
補助対象経費	松山空港ビル(株)が航空会社に対して行った空港施設使用料等の減免相当額
負担区分	県2/3(松山市1/3)

12 ◎ 愛媛県・オレンブルグ州文化交流事業費(企画振興部 文化・スポーツ振興課)
5,000

ロシア・オレンブルグ州へ訪問団を派遣し、本県の伝統芸能等に関する交流イベントを通じて、相互理解と交流を深める。

時期	30年1月下旬
場所	ロシア・オレンブルグ州
内容	伝統芸能「伊予万歳」体験・発表会 坊っちゃん劇場ミュージカル「鶴姫伝説」上映会 など
委託先	坊っちゃん劇場
負担区分	国10/10

13 ○ 中予家畜保健衛生所等解体工事費(農林水産部 畜産課) 43,085 (92,896)

中予家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所の旧庁舎解体に係る追加工事を実施する。

□ 工事内容	石綿飛散防止対策 など
--------	-------------

2. 給与改定経費

1, 177, 666

14 職員給与改定費 1, 174, 434

人事委員会勧告に基づき職員給与を改定する。

一般会計 (19,013人)		1,016,198 千円
一般職員 (4,208人)		217,571 千円
警察職員 (2,848人)		149,870 千円
小学校職員 (5,117人)		278,350 千円
中学校職員 (2,956人)		161,775 千円
県立中等教育学校職員 (214人)		11,619 千円
高等学校職員 (2,627人)		143,089 千円
特別支援学校職員 (1,043人)		53,924 千円
企業会計 (2,063人)		158,236 千円

15 特別職期末手当改定費 3, 232

期末手当の年間支給割合の引上げ		
年間3. 25月分 → 3. 30月分 (0. 05月分増)		
一般会計 (52人)		3,171 千円
企業会計 (1人)		61 千円

[人事委員会勧告に基づく職員給与改定の概要]

1 給与改定率 0.11% (給料の改定0.11%、その他0.00%)

2 勤勉手当の年間支給割合の変更

期末・勤勉年間支給割合	4. 30月分	→	4. 40月分	(0. 10月分増)
期末手当	2. 60月分 (据置き)			
勤勉手当	1. 70月分	→	1. 80月分	(0. 10月分増)
□12月期	0. 85月分	→	0. 95月分	(0. 10月分増)

※30年4月1日以降は、6月期、12月期ともに0.90月分とする。

※特定幹部職員についても、年間支給割合を同様に変更する。

3 初任給調整手当の支給限度額の引上げ

医療職給料表(一)の適用を受ける医師・歯科医師	月額	413,800円	→	414,300円
上記以外の医師・歯科医師	月額	50,600円	→	50,700円
獣医師	月額	30,400円	→	30,500円

4 実施時期 29年4月1日